

FSRJ 会則改訂

改訂前	改訂後
<p>プラスチック化学リサイクル研究会会則</p> <p style="text-align: center;">改訂 平成16年4月1日 改訂 平成18年5月23日</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、プラスチック化学リサイクル研究会（英文名：Research Association for Feedstock Recycling of Plastics, Japan. 略称「FSRJ」）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、プラスチックの分解または関連現象など化学リサイクルに関する科学および技術の発展を図ることを目的とし、そのために、研究討論会の開催、会員相互の研究および技術の交流、その他必要な行事を行う。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究討論会、講演会、セミナー、国際会議等の開催 2. 会員間相互の研究および技術の交流と協力 3. 研究に係わる情報の収集・提供 4. プラスチック化学リサイクルに関する優秀な業績の表彰 5. その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(役員)</p> <p>第4条 本会には次の役員をおく。</p> <p>会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、監査 若干名</p> <p>(2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>(3) 役員が任期途中で退任した場合、幹事会の決議により補充者を選任できる。</p>	<p>プラスチック<u>リサイクル</u>化学研究会会則</p> <p style="text-align: center;">改訂 平成16年4月1日 改訂 平成18年5月23日 <u>改訂 平成20年6月2日</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、プラスチック<u>リサイクル</u>化学研究会（英文名：Research Association for Feedstock Recycling of Plastics, Japan. 略称「FSRJ」）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、プラスチック<u>および関連する材料の化学的手法を取り入れた循環再生と有効利用に関する科学的および技術の発展を図ることを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究討論会、講演会、セミナー、国際会議等の開催 2. 会員間相互の研究および技術の交流と協力 3. <u>ニュースレターなど本会の活動に関する広報</u> 4. 研究に係わる情報の収集・提供 5. プラスチック<u>リサイクル</u>化学に関する優秀な業績の表彰 6. その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(役員)</p> <p>第4条 本会には次の役員をおく。</p> <p>会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、監査 若干名</p> <p>(2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>(3) 役員が任期途中で退任した場合、幹事会の決議により補充者を選任できる。</p>

この場合の補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第5条 役員は総会において選任する。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときはその職務を代行する。
(3) 幹事会は会務を決定する。
(4) 幹事長は幹事会の決定に従い会務を執行する。幹事長は幹事の中から会長が指名する。任務の種類は次のとおりとし、各数名ずつが分担する。
(5) 幹事は幹事長による会務の執行を補佐する。
(6) 監査役は会務の執行を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は総会および幹事会とする。
(2) 総会は会員をもって構成する。
(3) 幹事会は、会長、副会長、幹事長、幹事をもって構成する。監査役は随時幹事会に出席できる。
(4) 総会および幹事会は会長が召集する。総会の議長は会長がこれにあたり、幹事会の議長は幹事長がこれにあたる。

第8条 次の事項は総会の決議を必要とする。

1. 事業計画および収支決算の承認
2. 会則の改訂

第9条 総会は会員の1/3以上の出席を得て議事を開くことができる。

- (2) 会員は代理人をもって総会の議事に参加できる。この場合、代理人は会員の出席とみなされる。
- (3) 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会員)

この場合の補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第5条 役員は総会において選任する。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときはその職務を代行する。
(3) 幹事会は会務を決定する。
(4) 幹事長は幹事会の決定に従い会務を執行する。幹事長は幹事の中から会長が指名する。任務の種類は次のとおりとし、各数名ずつが分担する。
(5) 幹事は幹事長による会務の執行を補佐する。
(6) 監査役は会務の執行を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は総会および幹事会とする。
(2) 総会は会員をもって構成する。
(3) 幹事会は、会長、副会長、幹事長、幹事をもって構成する。監査役は随時幹事会に出席できる。
(4) 総会および幹事会は会長が召集する。総会の議長は会長がこれにあたり、幹事会の議長は幹事長がこれにあたる。

第8条 次の事項は総会の決議を必要とする。

1. 事業計画および収支決算の承認
2. 会則の改訂

第9条 総会は会員の1/3以上の出席を得て議事を開くことができる。

- (2) 会員は代理人をもって総会の議事に参加できる。この場合、代理人は会員の出席とみなされる。
- (3) 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会員)

第 10 条 本会の会員は、個人会員、学生会員、法人会員、名誉会員とする。

(2) 個人会員は、化学リサイクルについて学識経験を有する者とする。

(3) 学生会員は、個人会員に準ずる資格を有し、学籍を有する者とする。

(4) 法人会員は、本会の目的に賛同し、これに協力する法人とする。

(5) 学生会員については次の在籍期間を設ける。これを過ぎると本人からの届出のない限り資格を失うものとする。

大学学部	1 年
------	-----

高専その他	1 年
-------	-----

大学院（博士前期課程）	2 年
-------------	-----

大学院（博士後期課程）	3 年
-------------	-----

(6) 名誉会員は、役員会の推薦をうけ総会で認められた者とする。

(7) 会員になろうとする者は、個人会員の紹介により所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(8) 入会申込書の書式は別に定める。

(会員資格取り消し)

第 11 条 本会の名誉を傷つけたと認められる者は除籍する。

(2) 会費の支払いをおこたり、あるいは支払い請求に応答のない者は資格を取り消す。但し、特別な事情のある理由を会長に申し出て承認を得た場合は、この限りではない。なお、会費を支払うことにより資格は復活する。

(会費)

第 12 条 会費は次のとおりとする。

個人会員 年額 3,000 円

学生会員 年額 1,500 円

法人会員 一口以上、但し、一口は年額 50,000 円とする。

(2) 会費の徴収方法は幹事会が決定する。一度納

第 10 条 本会の会員は、個人会員、学生会員、法人会員、名誉会員とする。

(2) 個人会員は、化学リサイクルについて学識経験を有する者とする。

(3) 学生会員は、個人会員に準ずる資格を有し、学籍を有する者とする。

(4) 法人会員は、本会の目的に賛同し、これに協力する法人とする。

(5) 学生会員については次の在籍期間を設ける。これを過ぎると本人からの届出のない限り資格を失うものとする。

大学学部	1 年
------	-----

高専その他	1 年
-------	-----

大学院（博士前期課程）	2 年
-------------	-----

大学院（博士後期課程）	3 年
-------------	-----

(6) 名誉会員は、役員会の推薦をうけ総会で認められた者とする。

(7) 会員になろうとする者は、個人会員の紹介により所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(8) 入会申込書の書式は別に定める。

(会員資格取り消し)

第 11 条 本会の名誉を傷つけたと認められる者は除籍する。

(2) 会費の支払いをおこたり、あるいは支払い請求に応答のない者は資格を取り消す。但し、特別な事情のある理由を会長に申し出て承認を得た場合は、この限りではない。なお、会費を支払うことにより資格は復活する。

(会費)

第 12 条 会費は次のとおりとする。

個人会員 年額 3,000 円

学生会員 年額 1,500 円

法人会員 一口以上、但し、一口は年額 50,000 円とする。

(2) 会費の徴収方法は幹事会が決定する。一度納

<p>入した会費は、特別の事情がない限り返還しない。</p> <p>(会計)</p> <p>第13条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>付則1 本会会則は平成10年4月1日より施行する。</p> <p>本会事務局所在地あるいは本会に関する問合せ窓口は当分の間、下の通りとする。</p> <p>平成10年7月27日総会</p> <p>(平成16年4月移転) (平成18年5月移転)</p> <p>(事務局)</p> <p>〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-07 東北大学 大学院環境科学研究科 吉岡研究室内 TEL:022-795-7212 FAX:022-795-5875 E-mail: fsrj@env.che.tohoku.ac.jp</p> <p>付則2 事務局東京分室を設ける。所在地は次の通り。</p> <p>平成12年6月8日総会</p> <p>(平成13年11月移転)</p> <p>(平成15年6月移転)</p> <p>(東京分室) 〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1 早稲田大学 理工学部 応用化学専攻 担当: 関根 泰 TEL/FAX: 03-5286-3114 E-mail: ysekine@waseda.jp</p>	<p>入した会費は、特別の事情がない限り返還しない。</p> <p>(会計)</p> <p>第13条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>付則1 本会会則は平成10年4月1日より施行する。</p> <p>本会事務局所在地あるいは本会に関する問合せ窓口は当分の間、下の通りとする。</p> <p>平成10年7月27日総会</p> <p>(平成16年4月移転) (平成18年5月移転)</p> <p>(事務局)</p> <p>〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-07 東北大学大学院 環境科学研究科 吉岡研究室内 TEL:022-795-7212 FAX:022-795-5875 E-mail: fsrj@env.che.tohoku.ac.jp</p> <p>付則2 事務局東京分室を設ける。所在地は次の通り。</p> <p>平成12年6月8日総会</p> <p>(平成13年11月移転)</p> <p>(平成15年6月移転)</p> <p>(東京分室) 〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1 早稲田大学 理工学部 応用化学専攻 <u>関根研究室</u> TEL/FAX: 03-5286-3114 E-mail: ysekine@waseda.jp</p>
--	--